

特定工場等の騒音・振動規制基準

1 騒音

区域の区分		基準値（単位：デシベル）								
		6	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域		45		50		45		40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域		50		55		50		45	
	第2種中高層住居専用地域									
	第1種住居地域 第2種住居地域									
第3種区域	近隣商業地域		60		65		60		50	
	商業地域									
	準工業地域									
第4種区域	工業地域		65		70		65		55	
	工業専用地域									

2 振動

区域の区分		基準値（単位：デシベル）						
		7	昼間		20	夜間		7
第1種区域	第1種低層住居専用地域		60			55		
	第1種中高層住居専用地域							
	第2種中高層住居専用地域							
	第1種住居地域 第2種住居地域							
第2種区域	近隣商業地域		65			60		
	商業地域							
	準工業地域							
	工業地域							

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（騒音においては第1種区域を除く。）の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園